

水道事業の広域化に関する支援施策

令和 8 年 8 月 6 日

総務省自治財政局公営企業経営室

水道事業に係る地方財政措置

- 水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出措置は(3)(4)を除き原則として講じていない。
- 資本費が著しく高額となっている事業については、料金格差の縮小のため、(2)高料金対策を措置。

	財政措置の対象	財政措置の内容	補助／単独
(1) 消火栓維持管理・設置費	公共消防のための消火栓設置及び管理等に要する経費	全額繰出、消防費の単位費用に算入	—
(2) 高料金対策	自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小に資するための資本費の一部	資本費が全国平均の2倍を超える部分を全額繰出、80%交付税措置	—
(3) 簡易水道建設改良費 統合水道建設改良費 【簡易水道事業を上水道事業に統合した際の措置】	経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、(事業統合前の)簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債、及び事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部	(統合前)簡水建設改良費 元利償還金の55%繰出(元利償還補助)、交付税措置100% (統合後)統合水道建設改良費 元利償還金の1/2繰出(元利償還補助)、交付税措置50%	補助・単独
(4) その他建設改良費			
① 広域化対策	国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道基盤強化計画」※ ¹ に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費	1/2繰出(出資)、交付税措置60%	補助・単独
② 管路耐震化(一般・特別対策分・重点対策分)	前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者・用水供給事業者が実施する水道管路の耐震化の上積み分に要する経費	1/4繰出(出資)、交付税措置50% 1/2※ ² 繰出(出資)、交付税措置50%	補助・単独
③ 基幹水道構造物耐震化	浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業に要する経費	1/4繰出(出資)、交付税措置50%	補助・単独
④ 上水道安全対策	災害対策(相互連絡管等)、土砂・浸水災害対策、水質安全対策に要する経費	1/2繰出(出資)、交付税措置50%	補助・単独
⑤ 防災対策	水道施設が被災した際の応急給水設備(給水車・防災用井戸・可搬式浄水設備)の整備に要する経費	1/2繰出(元利償還補助)、交付税措置70%※ ³	補助・単独
⑥ 水源開発対策	国庫補助の対象となったダム等の水道水源施設に係る建設改良費	1/3繰出(出資)、交付税措置50%	補助
⑦ 未普及地域解消	国庫補助の対象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費	1/3繰出(出資)、交付税措置50%	補助

※¹ R12までは「水道広域化推進プラン」でも可。

※² 一定の経営努力を前提とした上で、経営条件の厳しい団体について特別対策分として1/2に拡充。また、事故発生時に社会的影響が大きい管路について更新を推進するため、重点対策分として1/2に拡充。

※³ 国庫補助事業にあっては50%。

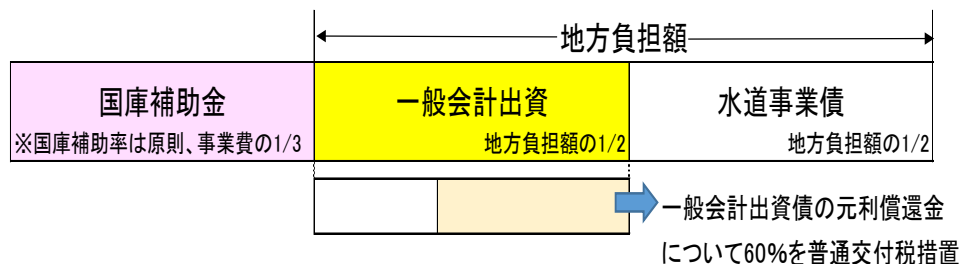
水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

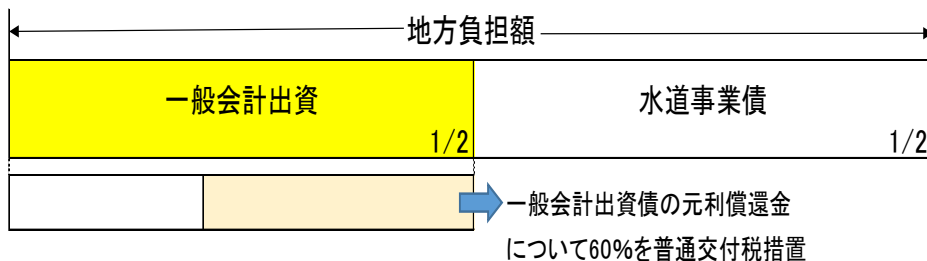
多様な広域化を推進するため、**国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道基盤強化計画」(※)に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業**に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

※R12までは「水道広域化推進プラン」でも可

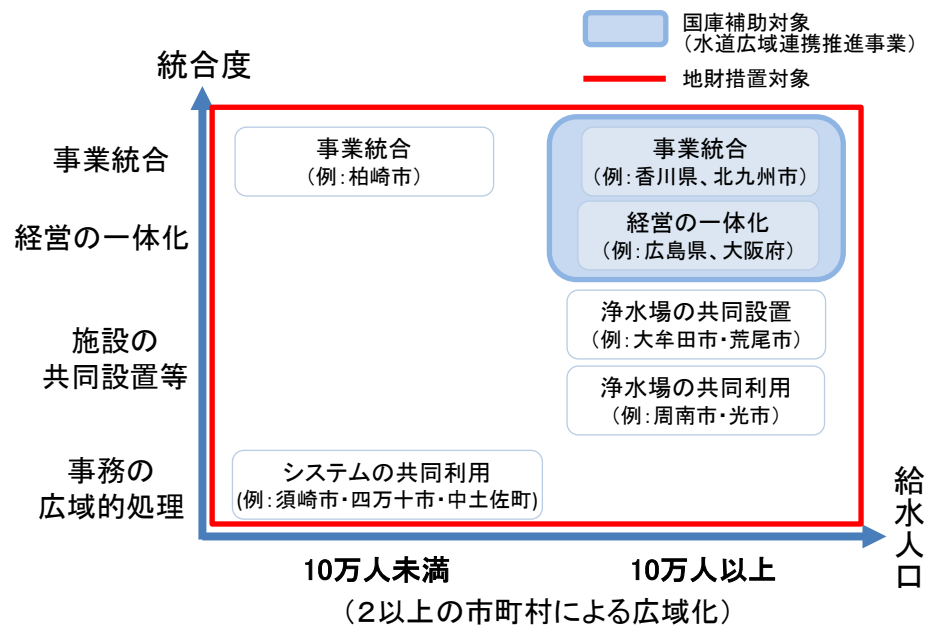
(国庫補助対象事業)



(地方単独事業)



(地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図)



令和8年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
- しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣。

＜ポイント＞

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体における予算計上不要（地方公共団体金融機構が負担）。**

事業概要（支援分野）

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X ・ G X の取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ **上下水道の広域化等**
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体の D X （消防防災 D X を含む）
- 地方公共団体の G X
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政の D X 等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

水道事業：139件
下水道事業：180件

事業実績

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (R.1.13時点)
555	723	929	1,131	1,406

※地方公共団体からの申請件数

水道施設の最適配置等支援モデル事業について

- 広域化は実現まで一定の時間を要することから、検討の加速化が必要であり、まずは、**都道府県のリーダーシップの下**、「水道広域化推進プラン」等を踏まえた**施設の最適配置等の具体化について検討していくことが重要**。
- このため、**水道施設の最適配置等の具体化について検討を行う都道府県を支援**することを目的に、総務省及び地方公共団体金融機構の共同事業として、**令和8年度から「水道施設の最適配置等支援モデル事業」を新たに実施**し、他の自治体への横展開を図る。

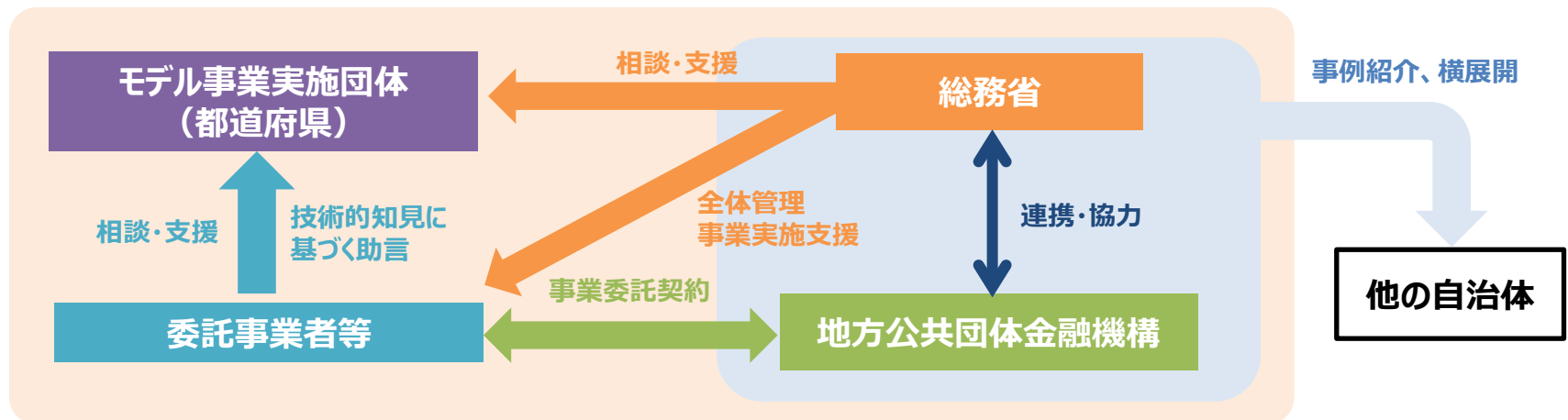
1. 支援対象 水道事業の広域化に向けて、**施設の最適配置等の具体化について検討を行う都道府県**

2. 支援内容 機構が委託する**専門的な知識等を有する事業者**が、以下の取組について、**必要な支援を実施**

- ① 都道府県内の現有水道施設の状況把握に関すること(必要に応じ小規模事業者のアセットマネジメント等の支援を含む)
- ② 都道府県内の水道施設に関する課題抽出及び共有に関すること
- ③ 事業費規模や活用可能な国庫補助等を踏まえた、施設の最適配置シミュレーションの実施に関すること
- ④ 地域の状況に応じた分散型システムの導入に関すること
- ⑤ その他①から④に付随すること

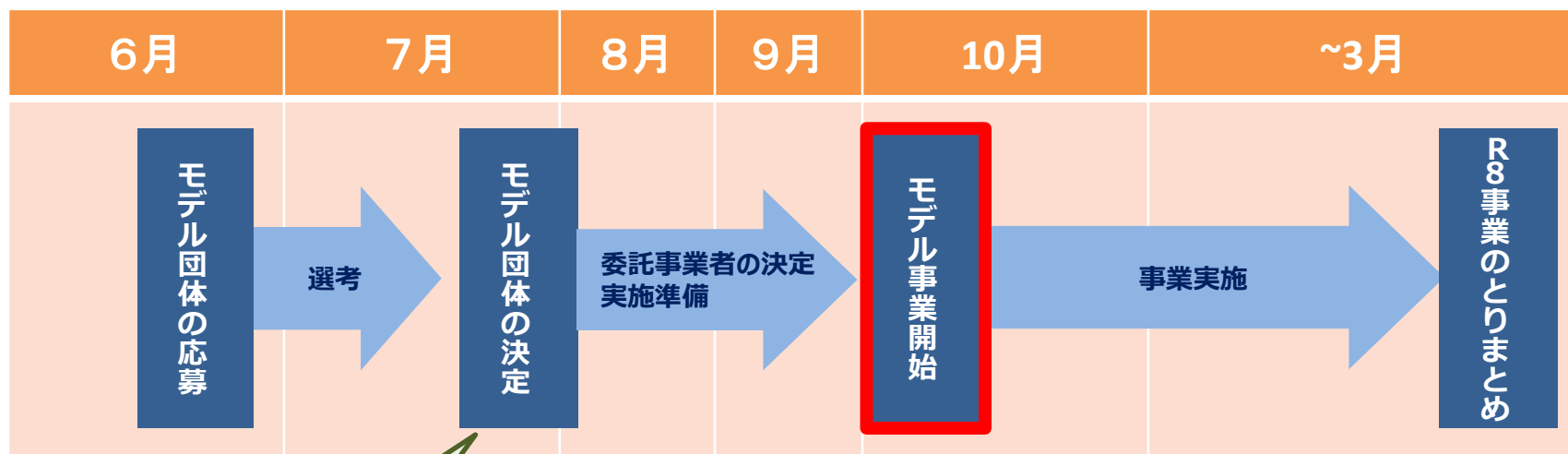
3. 費用負担 モデル事業の対象として選定されたモデル団体においては、**本事業に係る費用負担なし**

事業スキーム（イメージ）



水道施設の最適配置等支援モデル事業について

令和8年度スケジュール（予定）



※ 事業の実施期間については、モデル団体の状況に応じて総務省及び機構の間で協議の上、決定

令和8年度モデル団体：徳島県

《本モデル事業を通じて目指すこと》

現行の「徳島県水道広域化推進プラン」を基本とした広域化の枠組みを維持しつつも、エリアの広さや地域特性（沿岸・山間部）に応じた課題に対応するため、国の方針である『集約型・分散型』のベストミックスを取り入れた『徳島モデル』へとプランを最適化

- (1)最適配置計画案の作成と業務の集約化：
 - ・全県域を対象に「施設の最適配置計画案」を作成
- (2)重点地区の設定と先行モデルの試行：
 - ・最適配置計画を踏まえ、「沿岸部」や「山間部」を重点地区として設定
 - ・重点地区の中から「先行モデル」を選定、集中的な対策を試行的に実施
- (3)成功事例の横展開
 - ・試行により得られた成功事例を県下に横展開し、「広域化」を推進

事業者名		徳島県
水道事業者等の情報	現在給水人口(万人)	66
	事業数	
	用水供給事業(事業)	0
	上水道事業(事業)	18
	簡易水道事業(事業)	37
	日最大給水量(㎥/日程度)	315,595
管理施設数	水源(取水施設)(箇所)	228
	貯水施設(箇所)	18
	浄水施設(箇所)	142
	配水池(箇所)	610
	総管路延長(km)	6,766

水道の広域連携に関する国庫補助制度

水道事業運営基盤強化推進事業

- 防災・安全交付金により、広域連携に伴い必要となる施設等の整備事業等を補助
 - 水道広域連携推進事業：(個別補助において、水道広域連携推進事業も同様にあり。)
 - 補助対象：事業運営の一体化(事業統合又は経営の一体化)の開始又は開始後の運営基盤強化のために必要な施設、設備、事務関係システム等の整備や更新等
 - 国費率：1／3（離島・奄美は1／2）
 - 補助要件：
 - ・水道基盤強化計画に基づく圏域における事業であること。(R12以前に開始する場合は除く)
 - ・市町村域を越えて2以上の事業運営の一体化であること。
 - ・計画区域内の給水人口が原則10万人以上(1万人未満の水道事業を含む場合は5万人以上)
 - ・補助事業開始後5年以内に事業運営の一体化を実現すること。
 - ・全体計画は原則10年間
 - 水道基盤強化計画策定事業：
 - 補助対象：「水道基盤強化計画」等の策定等に関する経費
 - 国費率：1／2
 - 補助要件：
 - ・都道府県が実施する「水道基盤強化計画」等の策定等の事業であること。
 - 水道施設DX推進事業：
 - 補助対象：DX導入のための委託費等
 - 国費率：1／3
 - 補助要件：
 - ・広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等
 - ・次のいずれかに該当
 - ①水道施設台帳のクラウド化 ②市町村区域を超えて実施するデジタル技術による点検・調査

水道の広域連携に関する国庫補助制度

水道事業運営基盤強化推進事業

- 防災・安全交付金により、広域連携に伴い必要となる施設等の整備事業等を補助

－ 水道施設再編推進事業：

○補助対象：

- ① 浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は除く）
- ② 上流からの取水によるCO2削減量のシミュレーションや施設計画などにかかる調査検討費
- ③ 取水施設、導水施設

○国費率：1／3（離島・奄美は1／2）

○補助要件：次のいずれかに該当すること

- ① 配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業（以下のア及びイに該当）
- ② CO2削減量のシミュレーションや施設計画などに係る調査検討事業
- ③ 取水位置を上流に移転する際の取水施設、導水施設の整備を行う事業（以下のアウエに該当）
 - ア 資本単価が水道事業で90円/m³以上、水道用水供給事業で70円/m³以上
 - イ 公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以上の廃止を伴う統廃合
 - ウ 施設再編後の温室効果ガス排出量を既存の20%以上削減
 - エ 同一系統において、脱炭素化推進に向けて取水位置の上流化を実施